

公共埼第534号
令和7年1月29日

関係所属所長 様

公立学校共済組合埼玉支部長

「医療費のお知らせ」の配付について（依頼）

平素から公立学校共済組合埼玉支部の業務、運営に御理解、御協力を頂き、お礼申し上げます。

さて、近年、国民一人当たりの医療費の増加が全国的な課題となっていることから、当支部においても医療費の適正化に向け様々な取組を行っております。その一環として、組合員又は同被扶養者に係る医療費の額等を「医療費のお知らせ」として通知し、組合員の日頃の健康管理に役立てていただいております。

別添のとおり、過去一年間の明細を記した「医療費のお知らせ」を送付しますので、下記に留意の上、お知らせの趣旨を周知するとともに、各組合員へ配付くださるようお願いいたします。

不明な点等がありましたら、末尾の問合せ先に御連絡ください。

記

- 1 送付した「医療費のお知らせ」には、支給額の有無に関わらず令和5年11月から令和6年10月診療分までの受診情報等を表示しておりますが、医療機関等からの請求が遅れている場合は表示されていません。
- 2 一枚に表示できる件数は76件までのため、それを超える場合は通知が複数枚となっていますので御了承ください。
- 3 対象期間に医療機関等を受診していない場合は、「医療費のお知らせ」は送付しておりません。
- 4 確定申告に使用する場合について
送付した「医療費のお知らせ」（原本）は、確定申告時の医療費控除の明細書として使用できます。「医療費のお知らせ」は、共済組合が受け付けた診療報酬明細書等に基づいて作成していますので、確定申告に使用する場合は、以下の点に御留意ください。

(1) 「医療費のお知らせ」に記載されている自己負担額等が、市区町村からの公費や審査機関による減点などにより、実際の額と異なる場合には、御自身で額を訂正して申告していただく必要があります。

(2) 今回の「医療費のお知らせ」は、医療機関等からの請求が令和6年12月に共済組合へ到着した分（令和6年10月診療分）までになりますので、請求が遅れている場合や、令和6年11月、12月に受診した分については反映されておられません。

「医療費のお知らせ」に記載されていない分について医療費控除の申告をされる場合は、別途医療機関等からの領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成して、申告書に添付してください。

確定申告の医療費控除に関することは、【国税庁ホームページ】でご確認いただくか、税務署にお問合せください。

5 その他

(1) 県立学校及び課所館等の総務事務システム対応の所属所については、平成28年度までは総務事務システムにより「医療費のお知らせ」の配信を行ってまいりました。その後、電子的に発行された医療費通知は確定申告の添付書類として認められないこととなったため、平成29年度から紙様式による配付方法に変更し、総務事務システムでの配信は行っていません。

(2) 退職等で組合員資格を喪失している場合は、「医療費のお知らせ」は発行されませんので、退職者から問合せがあった場合は、交付申請書を公立学校共済組合埼玉支部のホームページからダウンロードし、必要事項を記入して公立学校共済組合埼玉支部に提出するようにお伝えください。

問合せ先

公立学校共済組合埼玉支部

(埼玉県教育局教育総務部福利課内)

短期給付担当

電話番号 048(830)6696